



# 島根県報

平成19年 3 月30日 (金)

号外 第 55 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 公企規程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	1
島根県企業局工事検査規程の一部を改正する規程	1
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	2
島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程	2

## 島根県公営企業管理規程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県公営企業管理規程第 7 号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「の各号」を削る。

第 5 条中「の各号」を削り、同条第 6 号中「以下、」を「以下」に改める。

第 8 条第 4 号中「又は」を「、又は」に改める。

第10条中「の各号」を削る。

第15条中「の各号に定める」を「に掲げる」に改める。

第20条中「改良工事、」を「改良工事」に改める。

第25条第 1 項中「の各号に示す」を「に掲げる」に改める。

別表第 1 中「経営課」を「施設課」に、「開発課」を「経営課」に改める。

別表第 2 経営課の項中「経営課」を「施設課」に改め、「（開発課の所掌するものを除く）」を削り、「電気・機械施設」を「施設」に改め、同表開発課の項を削る。

別表第 3 電気工作物（水路工作物、風力発電設備を除く）の項中「、風力発電設備を除く」を「及び風力発電設備を除く。」に、「含む」を「含む。」に改め、同表の（注）の 3 中「出来るだけ」を「できるだけ」に改める。

### 附 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局工事検査規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県公営企業管理規程第 8 号

島根県企業局工事検査規程の一部を改正する規程

島根県企業局工事検査規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「島根県 吏員」を「島根県職員」に改める。

附 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 9 号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「島根県職員定数条例（昭和28年島根県条例第4号）第 2 条第 1 号」を「島根県企業局職員定数条例（平成19年島根県条例第20号）第 2 条」に改める。

第27条中「、企業職員」を「、島根県企業局職員」に、「島根県企業職員」を「島根県企業局職員」に改める。

第30条中「（昭和42年法律第121号）」を削る。

別表第13号中「若しくは結核予防法」を削り、同表第14号中「 5 日」の次に「（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合にあっては、 6 日）」を加え、同表第16号のイ中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第10号

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員宿舍管理規程（昭和60年島根県公営企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に見出しとして「（用語の意義）」を付し、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 島根県企業局に常時勤務する地方公務員（臨時的職員を除く。）をいう。

附 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。